

総務・警察常任委員会 議事次第

令和8年7月3日（金）
午後1時30分～
於：第6委員会室

1 開 会

2 付託議案（討論・採決）

3 付託請願

4 所管事項

5 閉会中の継続審査及び調査

6 今後の委員会運営

○ 閉会中の常任委員会

日 時：令和8年8月19日（水） 午後1時30分～

令和8年9月9日（水） 午後1時30分～

○ 管外調査

日 程：令和8年7月22日（水）～23日（木）

7 そ の 他

8 閉 会

総務・警察常任委員会議案付託表

議案番号	件名
3	京都府府税条例一部改正の件
9	京都府警察手数料徴収条例一部改正の件
15	京都地方税機構規約変更に関する協議の件

総務・警察常任委員会 付託請願一覧表（新規分）

令和8年6月定例会

受 番	理 号	受 年	理 月	理 日	件 名	委 員 会 の 見 意	審 査 結 果	措 置
783の1		R8.	6.	23	ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の経営危機打開に関する請願			

受理番号	第 783 の 1 号	受理年月日	令和8年 6月23日	付託委員会	総務・警察常任委員会
請願者		紹介議員		島田敬子 光永敦彦 迫祐仁	
件名	ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の経営危機打開に関する請願				
要旨	<p>アメリカ及びイスラエルによるイラン攻撃を契機とした中東情勢の緊迫化により、ホルムズ海峡封鎖等の影響が発生し、燃油価格や原材料価格の高騰、物流停滞、資材不足が深刻化している。京都府内においても、建設業、製造業、運輸業、小売業、医療・介護事業者など幅広い分野で、石油由来資材や医療資材の不足、燃油費や光熱費の上昇による経営圧迫が広がっている。必要な資材の確保ができず工事や製造を停止する事例も生じており、中小業者の事業継続に重大な支障を来している。</p> <p>この事態は、単なる物価高騰ではなく、供給不足そのものによる事業停止の危険を伴うものであり、地域経済や雇用にも深刻な影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>については、府内中小業者の営業と暮らしを守るため、京都府として速やかな支援策を講じるとともに、国に対して必要な対策を求めるよう、次の事項について請願する。</p> <p>ホルムズ海峡封鎖等の影響により経営困難に陥っている事業者に対し、府税の納付猶予・減免の柔軟な適用を行うとともに、市町村国民健康保険料の減免が円滑に実施されるよう必要な助言等を行い、国に対して税・社会保険料等の簡易な猶予・免除制度の創設を求めること。</p>				

総務・警察常任委員会 送付陳情一覧表

令和8年6月定例会

受理番号	受理年月日	件名
1035の1	R8. 4. 20	別居・離婚後の共同親権及び共同養育の更なる法整備等に係る意見書の提出に関する陳情
1038	R8. 6. 11	「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」に関する意見書提出を求めることに関する陳情

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1035の1 号	受理年月日	令和8年 4月20日	送付委員会	総務・警察常任委員会
陳情者					
件名	別居・離婚後の共同親権及び共同養育の更なる法整備等に係る意見書の提出に関する陳情				
要旨	<p>我が国では、夫婦の3組に1組が離婚しており、離婚家庭の未成年者数は21万人（厚生労働省人口動態統計）であり、そのうちの約7割にあたる15万人が片方の親に会えていない。その理由の一つに、先進国において我が国のみが採用している単独親権制度であるがゆえに、別居・離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子どもの連れ去り」別居やDV支援措置法を悪用した虚偽DVなどによる「親子引き離し」が後を絶たない。</p> <p>不当に子どもを連れ去られた一方の親は、不当に子どもを連れ去られ、継続性の原則の下、親権・監護権を奪われ、養育費は支払っているものの、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまう。このような親が多数存在し、その苦しきの余り自殺する親も相次いでいるのが現状である。</p> <p>一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国などでは誘拐や児童虐待に該当し、刑事事件として扱われるのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始めこれを継続している事態を法的に追認していることから生じている。</p> <p>このような状況から、国内外からも以下のような問題が提起されているにも関わらず、法整備に際し、現段階では議論されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2014年1月にハーグ条約を締結、批准したにも関わらず不履行であり、このことは拉致被害国でもある日本が、「ハーグ条約不履行国」「子どもの拉致国家」として国外から非難されている。 ・2019年2月、国連子どもの権利委員会は「共同親権を認める為に、離婚後の親子関係に関する法律を改正すること」等の勧告を日 				

本政府に行った。

- 2020年6月25日に自由民主党政務調査会司法制度調査会において「子の連れ去りの問題について、欧州諸国等から非難されている」こと、「日本では離婚を巡って夫婦間で子どもの連れ去りが起きたり、子と別居親の関係が遮断されるケースが少なくない。」と報告された。
- 2020年7月8日に欧州連合（EU）議会本会議において、子の連れ去りが日本国内において追認されていることを非難し、それを禁止する法改正を要請する決議が可決された。

日本の宝でもある、未来ある子どもたちにとって、両親からの愛情と養育を安定して受けることは最大の利益であり権利である。連れ去り、引き離しという人権侵害に真摯に向き合い、世界標準となる法改正の実現が、子どもたちの健全な発達に資すること、ひいては国の繁栄、国内だけでなく国際問題の解決につながる。

については、民法改正が4月1日から施行されたが、国内外から指摘されている現状の問題についての改正がされていないので、「子どもの最善の利益」を実現し原則共同親権にするため、別居・離婚後の共同親権及び共同養育に係る法整備等に関し、次の事項を盛り込んだ意見書を国に提出することを陳情する。

- 1 別居・離婚後の共同養育・共同親権制度を導入し、子どもの最善の養育環境を整え、両親の子育て責任を明確化すること。
- 2 一方の親が同意なく子どもを連れ去った場合には、子どもを速やかに元の場所に戻し、子どもの養育について話し合うこと。また子どもを速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。
- 3 主たる養育親の決定は、フレンドリーペアレントルールによるものとする。
- 4 養育費の取り決めに合わせて、子どもと離れて暮らす親に年間100日以上の子供面会・養育を義務化すること。
- 5 配偶者暴力防止法の運用改善に向けて、次の事項を実施すること。
 - (1) 警察の捜査を義務付け証拠主義とし、親権・監護権を目的とした主張、親子引き離しを目的とした「捏造DV」は作為的な行為であると認定し、罰則を強化すること。
 - (2) 配偶者暴力防止法に関する相談が警察にある場合は、子どもを児童相談所が一時的に保護し、警察が捜査し、事実が確認できれば、警察での相談を受理するとともに、区市町村が配偶者暴力防止法に基づく届出を受理し、子どもを相談者へ引き渡すこと。
- 6 親権の無い親やその祖父母についても常に調査し、親権の変更審判など、子どもの利益が最大限になるよう児童相談所に義務付けること。

- 7 特別養子縁組について、次の事項を実施すること。
 - (1) 外国人との特別養子縁組を禁止すること。
 - (2) 特別養子縁組後、18歳まで生存確認や特別養子縁組の継続についての子どもの意思を確認すること。
 - (3) 特別養子縁組した子どもの実父・実母の氏名を戸籍から削除しないこと。
 - (4) 特別養子縁組は、親権者や子どもが自ら希望した場合のみ実施できるものとする。
- 8 成年後見人は、元夫婦や叔父叔母等親族を最優先にすること。弁護士にすることは最終手段とすること。

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1038 号	受理年月日	令和8年 6月11日	送付委員会	総務・警察常任委員会
陳情者					
件名	「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」に関する意見書提出を求めることに関する陳情				
要旨	<p>憲法改正国民投票は、日本国憲法の改正の可否を国民が直接判断する重要な制度であり、その公平性及び信頼性の確保が不可欠である。</p> <p>現在審議されている「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」については、インターネット広告、SNS上の情報流通、資金力による影響、最低投票率その他の国民投票成立要件の在り方など、国民投票制度の根幹に関わる課題について十分な検討が行われているとは言えない。</p> <p>また、2021年の国民投票法改正の際には、国民投票の公平・公正の確保に関する事項について引き続き検討を行うことが附則に盛り込まれており、現在も関連課題について議論が継続している。</p> <p>については、国民が制度を信頼し、十分な情報に基づいて判断できる環境を整備するため、これらの課題について十分な検討が行われるまで、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」の慎重審議及び成立見送りを求める意見書を国会及び政府へ提出されるよう陳情する。</p>				

(案)

令和8年 月 日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三 殿

総務・警察常任委員長 池 田 正 義

閉会中の継続審査及び調査要求書

本委員会に付されている事件は、下記の理由により、引き続き審査及び調査を要するものと認めるから、京都府議会会議規則第75条の規定により申し上げます。

記

1 件 名

- (1) 広報、広聴、国際化及び職員に関する事項について
- (2) 予算、税、財産その他の財務について
- (3) 市町村の振興その他自治の振興について
- (4) 地域安全対策について
- (5) 交通安全対策について
- (6) 警察施設の整備対策について

2 理 由

審査及び調査が終了しないため

開催事等に係る委員会調査一覧表(案)

文化生活部・警察本部

開催事等名	主催者名 (招待者名)	会場 (市区町村名)	日時
令和8年夏の交通事故防止府民運動スタート式	京都府交通対策協議会、 亀岡市、京都府警察本部	ギャラリーかめおか (亀岡市)	令和8年7月21日(火) 午後2時15分～3時
令和8年秋の全国交通安全運動スタート式	京都府交通対策協議会、 京都市、京都府警察本部	知恩院三門前広場 (京都市東山区)	令和8年9月18日(金) 午前10時30分～11時15分

※

※委員会調査として位置づけを決定済